



職員の給与等に関する報告及び勧告

平成24年10月

千葉県人事委員会

人委給第151号

平成24年10月12日

千葉県議会議長 川名寛章様

千葉県知事 鈴木栄治様

千葉県人事委員会

委員長 清水新次

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、
職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙
第2のとおり勧告するとともに、公務運営について別紙第3のとおり報告
します。

(目 次)

別紙第1 職員の給与に関する報告

1	給与勧告の基本的考え方	3
2	職員の給与	4
3	民間給与の調査	4
4	職員の給与と民間給与との比較	5
	(1) 民間給与との較差	
	(2) 扶養（家族）手当	
	(3) 住居（住宅）手当	
	(4) 特別給	
5	物価及び生計費	5
	(1) 物価指数	
	(2) 標準生計費	
6	人事院の報告及び勧告の概要	6
7	結 び	6
	(1) 本年の給与改定について	
	(2) 昇給・昇格制度の改正	
	(3) 教員給与の見直し	
	(4) 今後の給与制度の在り方	
	(5) 給与改定実施の要請	

別紙第2	勧告	11
-------------	-----------	-----------

別紙第3 公務運営に関する報告

1	高齢期の雇用問題	13
2	能力・実績に基づく人事管理	13
3	勤務環境の整備	14
	(1) 総実勤務時間の短縮	
	(2) 職員の健康管理	
	(3) 仕事と生活の調和のための施策の推進	
4	公務員制度改革	15

別紙第1

職員の給与に関する報告

本委員会は、職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号）の適用を受ける職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下「職員」という。）の給与決定等に関連のある諸事情を、昨年の報告以降調査検討してきたが、その概要は次のとおりである。

1 給与勧告の基本的考え方

職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。

本委員会では、毎年、職員の給与を統計的に調査する一方、本県の民間給与の実態について実地調査を行い、両者の較差を算出するとともに、人事院勧告等を総合的に勘案して議会及び知事に調査結果及び所見を報告し、併せて所要の勧告を行っている。

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行ってきた。この理由として、職員も勤労者であり、その給与は社会一般の情勢に適応した適正なものとする必要がある中で、県は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であること、また、職員の給与は県民の負担で賄われていることなどから、労使交渉等によってその時々
の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与に職員給与を合わせていくことが最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解と納得を得ら

れる方法であると考えられるからである。

2 職員の給与

本年4月現在で調査・集計した「平成24年人事統計に関する報告」によると、在職者は57,769人であり、それぞれの職務の種類に応じて、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、海事職、福祉職、特定任期付職員及び任期付研究員の9種13給料表が適用されている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は9,162人であって、その平均年齢は42.9歳であり、男女別構成は男62.5%、女37.5%、学歴別構成は大学卒50.3%、短大卒12.4%、高校卒37.2%、中学卒0.1%である。これらの職員の給与月額平均は、本年4月現在において393,719円となっている。

また、教員、警察官、医師等を含めた職員全体の給与月額平均は408,922円となる。

(報告資料第1表～第3表)

3 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、千葉市人事委員会及び人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した325の事業所について「平成24年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額の詳細な調査を行った。

また、各民間企業における給与改定の状況、家族手当、住宅手当及び賞与等の特別給の支給状況、雇用調整の実施状況等についても、引き続き調査を行った。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、本年も91.9%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

4 職員の給与と民間給与との比較

(1) 民間給与との較差

前記の人事統計に関する報告及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本県の職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、責任の度合、学歴、年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額をそれぞれ対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均133円（0.03%）上回っていることが明らかとなった。

（報告資料第24表）

(2) 扶養（家族）手当

民間における家族手当の支給状況についてみると、その支給額は、配偶者と子2人の場合では25,408円であり、職員の扶養手当の現行支給額を下回っている。

（報告資料第13表）

(3) 住居（住宅）手当

民間における住宅手当の支給状況を借家・借間居住者に対する手当についてみると、その支給額は職員の住居手当の現行支給額とおおむね均衡している。

（報告資料第14表）

(4) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の3.97月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数とおおむね均衡している。

（報告資料第15表）

5 物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国で0.4%増加しており、千葉市では0.1%の増加となっている。

（報告資料第26表）

(2) 標準生計費

本委員会が、総務省の家計調査を基礎として算定した千葉市における標準生計費は、本年4月において2人世帯で153,120円、3人世帯で175,820円、4人世帯で198,530円となった。

(報告資料第25表)

6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会と内閣に対し、一般職の職員の給与等について報告及び勧告を行った。

本年は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（給与改定・臨時特例法）に基づく給与減額支給措置が実施されている異例の状況の下で、勧告の前提となる官民比較については、減額前の給与法に定められた給与月額を基礎として行われている。

報告及び勧告の概要は、月例給については、減額前の国家公務員の給与が民間給与を273円（0.07%）上回っているものの、較差が極めて小さいこと等から、また、特別給については国家公務員の平均支給月数と民間の支給割合が均衡していることから、いずれも改定を行わないこととしている。

一方、50歳台後半層における官民の給与差を考慮するとともに、世代間の給与配分を適正化する観点から、この層の給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度の改正を行うこととしている。

(報告資料第27表)

7 結 び

以上報告した民間給与、物価、生計費及び国家公務員の給与勧告等諸般の状況を総合的に勘案した結果、職員の給与について本委員会の見解を述べれば、次のとおりである。

(1) 本年の給与改定について

人事委員会勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員

の給与を社会一般の情勢に適応するようこれを変更することを基本とし、民間給与との均衡を図ってきたところである。最近の本県職員の給与は、民間給与が厳しい状況にあったことを反映して、平成11年に年間給与が減少に転じて以降、平成19年を除き、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少（平成11年～平成15年、平成17年、平成21年～平成23年）又は据置き（平成16年、平成18年及び平成20年）が続いている。

次に、本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、8割を超える民間事業所において定期的に行われている昇給を実施している一方で、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は13.5%（昨年12.8%）となっており、昨年と比べてわずかに増加し、他方、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.4%（同0.4%）と横ばいとなっている。また、本年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は23.8%となっており、昨年（29.0%）と比べると減少している。雇用調整の措置内容を多い順にみると、採用の停止・抑制（11.7%）、残業の規制（5.6%）、転籍（4.0%）となっている。

このような状況において、前記のとおり、本年4月時点における民間給与と職員の給与との較差は、133円（0.03%）となり、民間給与が職員の給与を上回っているものと認められた。

これらのことを踏まえて、本年の給与改定をどのように取り扱うかを検討した結果、月例給の改定を行わないことが適切であると判断した。

ア 給料表

給料表については、本年の較差が極めて小さく、適切な改定を行うには十分でないこと。

イ 諸手当

諸手当については、民間の各手当の支給状況等を踏まえると、極めて小さな較差の中で改定する特段の必要性は認められないこと。

また、特別給についても、民間とおおむね均衡していることから、改定を行

わないこととした。

(2) 昇給・昇格制度の改正

本年の人事院勧告では、50歳台、特に後半層において、官民の給与差が相当程度存在している状況にあり、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、早急に昇給・昇格制度の改正を行う必要があるとしている。

具体的には、昇給については、55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給しないこととし、特に良好以上の者についてのみ1号俸以上（現行は3号俸以上）の昇給に抑制すること、また、昇格についても現行よりも昇格後の俸給月額を増加額を縮減することとしている。

本県においては、これまでも、国に準じて50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制してきたところであり、さらに、今年度からは平成18年度から実施した給与構造改革に伴う経過措置額の段階的廃止や職制の見直し等を行ったことにより、この層の職員の平均給与が低下してきている。しかしながら、依然として、この層における民間との給与差が一定程度見られることから、以下のとおりの措置を講ずる必要がある。

ア 昇給制度

55歳を超える職員の昇給制度について、国に準じて見直しを行うこととする。

ただし、前記のとおり、当該職員の平均給与が低下傾向にあることや、本年については民間給与が職員の給与を上回っていること、また、本県の昇給制度の運用が国とは異なっていることなどに鑑み、当分の間の措置として、55歳を超える職員（医療職給料表（一）等にあつては57歳を超える職員）については、標準の勤務成績の場合には、1号給（現行は2号給）、特に良好の場合には2号給以上（現行は3号給以上）の昇給に抑制することとする。

イ 昇格制度

昇格後の号給の設定について、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減するよう、国に準じて昇格時号給対応表の見直

しを行うこととする。

ウ 改正の実施時期

平成25年4月1日から実施する。

エ 今後の取組

本県における、今後の50歳台後半層における民間との給与差の状況や、昇給制度の見直し・運用の実施状況を見ながら、来年度以降の全体の公民較差や国の動向等を踏まえつつ、アに掲げた当分の間の措置の取扱いその他の必要な対応について検討を進めることとする。

(3) 教員給与の見直し

教員給与に関して、昨年、本委員会は共通給料表の導入を勧告したところであるが、導入後の状況も踏まえながら、メリハリある教員給与体系を実現する観点から、職務の実態に応じた手当上の措置の見直しなど、職務・職責に応じた適切な処遇について引き続き検討する必要がある。

(4) 今後の給与制度の在り方

給与制度の在り方については、国及び民間の動向に留意しつつ、中・長期的な視点に立って検討を重ねてきたところである。

民間企業においては、本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、昇給制度のある事業所のうち、7割を超える事業所において査定昇給制度が存在しており、能力・実績に応じた賃金制度が定着していると考えられる。

今後、国の人事評価制度における評価結果の給与への活用状況などを踏まえ、勤務実績を的確に給与に反映できる仕組みづくりに、速やかに取り組んでいく必要がある。

また、大量退職に伴う職員の年齢構成の平準化、任命権者におけるより簡素な組織体制への移行や職制の見直しなどにより、今後、職員給与の状況が大きく変化していくことも見込まれる。今後の給与制度の検討に当たっては、民間給与水準や前記の勤務実績の給与へのよりの的確な反映等に向けて、こうした状況を考慮しつつ、国の研究会等の検討結果なども参酌しながら、進めていく必要がある。

(5) 給与改定実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇の確保を目的とするものであり、長年の経緯を経て、県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し、行政運営の安定に寄与してきたものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 改定の内容

- (1) 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの。以下同じ。）を超える職員の昇給について、職員の給与に関する条例第5条第6項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- (2) 当分の間、(1)にかかわらず、55歳を超える職員の昇給について、前記の勤務成績が良好である場合（標準の勤務成績）にあっても行うことができるものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、1号給とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成25年4月1日から実施すること。

公務運営に関する報告

1 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢が平成 25 年度から段階的に引き上げられることに伴い、雇用と年金の接続を図るとともに、高齢者の雇用を推進しその能力等を十分活用していくことが社会全体の課題となっている。

人事院においては、本年3月に政府が決定した「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」の中で、定年退職する職員のうち希望者を再任用するものとされたことに伴い、新たな再任用制度の下で雇用と年金の接続を円滑に行っていくためには、行政事務の執行体制や60歳前を含めた人事管理全体を見直し、再任用職員が担う職務の整備に取り組むとともに、政府全体として公務内外で職員の能力と経験を活用するための環境整備を行う必要があるとしている。

本県においても、引き続き国や他の都道府県の動向等を注視するとともに、現行の再任用制度の運用状況など本県の実情を踏まえながら、定年後の職員の能力と経験の活用や組織活力の維持などの観点から、新たな再任用制度をはじめとした高齢期の雇用問題に関わる人事管理や給与制度について検討し、雇用と年金の接続を円滑に行っていくための所要の措置を講ずる必要がある。

2 能力・実績に基づく人事管理

厳しい社会経済情勢の中、複雑化・困難化する行政課題に適切に対応していくためには、職員一人ひとりの公務に対する意欲と能力を高め、組織をより活性化し、公務の質を高く保つことが求められており、そのためには能力・実績に基づく人事管理を推進していくことが重要である。

知事部局等においては、平成18年度から、新たな人事評価制度の仕組みとして「目標チャレンジプログラム」が本格実施され、平成20年度からは本庁課長級以上の職員を対象として評価結果を翌年度の勤勉手当へ反映させるなどの取組が実施されているところである。

一方、国では、平成21年4月から新たな人事評価制度が施行され、人事評価の結果を全職員の勤勉手当や昇給について反映させるなど、任免、給与及び人材育成に活用し、能力・実績に基づく人事管理を進めている。

こうした状況を踏まえ、本県においても、能力・実績に基づく人事管理の基礎となる人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう、評価者の研修や目標設定・評価に当たっての職員との対話の充実などにより、評価制度自体の公正性、納得性を一層高めるとともに、評価結果の人材開発、任用、分限、給与等への活用の拡大に向けて、更なる取組を進めていくことが必要である。

3 勤務環境の整備

(1) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の心身にわたる健康の保持・増進、仕事と生活の調和の観点から重要な課題であり、ひいては公務能率の向上に資するものである。

任命権者においては、「総労働時間の短縮に関する指針」や「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」などにより、時間外勤務の縮減をはじめとした総実勤務時間の短縮を推進するため、「ノー残業デー」の実施による定時退庁の徹底や年次休暇等の取得促進など様々な取組が行われているところである。

しかしながら、依然として、上記指針に定める年間上限目安時間を超えるなど長時間の時間外勤務を行っている職員が見受けられることから、任命権者においては、所属長等の管理職員による業務の適正管理や弾力的な業務運営など上記指針に掲げる取組を徹底する必要がある。

さらに、任命権者として業務全体の見直し・効率化を行った上で、年間上限目安時間の達成に向けて人員の配置も含めた措置を講ずる必要がある。

(2) 職員の健康管理

職員の健康の保持・増進は、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、職員が高い士気を持って能力を十分に発揮し、公務を効率的かつ的確に提供するという観点からも重要である。

任命権者においては、相談窓口の設置や研修の実施等職員の健康づくりに取り組むとともに、精神性疾患による休職者等については、職場復帰支援プログラム等によるリハビリ出勤を実施するなど、円滑な職場復帰及び再発防止に取り組んでいるところである。

しかし、心身の故障による休職者のうち、精神性疾患による休職者数の割合は、依然として高いことから、任命権者は、引き続きメンタルヘルスプランに基づいた予防と早期発見、早期対応に取り組むことが必要である。

また、パワー・ハラスメントについては、任命権者において、職員研修の

実施などその防止に努めているところであるが、国の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」において、その予防・解決に向けた提言が出されたことも踏まえ、引き続きパワー・ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりに努めていく必要がある。

(3) 仕事と生活の調和のための施策の推進

職員が、いきいきと意欲的に職務に取り組むとともに、子育てや介護などの家庭生活における責任を果たしていけるよう、仕事と生活の調和のとれた勤務環境を整備することは、公務能率や県民サービスの向上の観点からも重要である。

任命権者においては、「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」など子育て支援に関する各種の取組を行い、制度の充実に努めてきたところである。

しかし、男性職員の育児休業の取得率については、依然として低い状況であり、男性職員の出生時における連続休暇取得率についても、数値目標に達していない状況である。そのため、任命権者においては、男性職員が父親として積極的に育児に参加し、その役割を果たすことができるよう、引き続き育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに取り組むことが必要である。

4 公務員制度改革

国家公務員制度改革については、国家公務員への協約締結権の付与、人事院勧告制度及び人事院の廃止等を柱とした関連法案が昨年6月に国会に提出されているところである。

地方公務員については、地方公務員に協約締結権を付与し人事委員会勧告制度を廃止する、自律的労使関係制度の措置等を内容とする「地方公務員制度改革について（素案）」が本年5月に示されたところである。

この素案に対し、都道府県などの人事委員会で構成する全国人事委員会連合会は、地方公務員制度改革に当たっては、現行制度の課題を検証するとともに、社会的便益と費用をより具体的に明らかにした上で、慎重に検討を行うことが必要であるとの意見を提出しているところである。

地方公務員制度改革については、現在のところ法案の提出に至っていないが、公表された素案に基づいて制度改革がなされた場合、現行の地方公務員制度の根幹に関わる枠組みを大きく変えるもので、今後の本県の行政運営に対して多大な影響を及ぼすものであることから、引き続き、国の動向等について十分注視していく必要がある。

給 与 に 関 す る 報 告 資 料

職 員 給 与 関 係

民 間 給 与 関 係

職員給与と民間給与との比較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

人 事 院 勧 告

目

次

給与に関する報告資料の説明	5
---------------	---

1 職員給与関係

第1表 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数	10
第2表 職員の給料表別，学歴別及び性別人員構成比	11
第3表 職員の平均給与月額等の推移	12
第4表 職員の扶養手当の支給状況	14
第5表 職員の管理職手当の支給状況	14
第6表 職員の住居手当の支給状況	15
第7表 職員の通勤手当の支給状況	15
第8表 職員の給料表別，級別，号給別人員分布，平均給料月額及び平均年齢	16
第9表 再任用職員の適用給料表別，級別人員	37

2 民間給与関係

第10表 産業別，企業規模別調査事業所数	40
第11表 民間における初任給の改定状況	40
第12表 職種別，学歴別初任給	41
第13表 民間における家族手当の支給状況	42
第14表 民間における住宅手当の支給状況	42
第15表 民間における特別給の支給状況	42
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	43
第17表 民間における給与改定の状況	43
第18表 民間における定期昇給制度の状況	43
第19表 民間における定期昇給の実施状況	43
第20表 民間における雇用調整の実施状況	44
第21表 民間における賃金カット等の実施状況	44
第22表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の	

状況	45
第23表 企業規模別，職種別，学歴別民間給与額等	46
その1 企業規模計	46
その2 企業規模 500人以上	51
その3 企業規模 100人以上500人未満	56
その4 企業規模 50人以上100人未満	61
3 職員給与と民間給与との比較	
第24表 職員給与と民間給与との比較	66
4 生計費関係	
平成24年4月の標準生計費算定方法	68
第25表 千葉市における費目別，世帯人員別標準生計費（平成24年4月）	68
5 労働経済指標	
第26表 労働経済指標	70
6 人事院勧告	
第27表 人事院勧告の骨子	74

給与に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

第1 平成24年人事統計に関する報告

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、平成24年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

4 集計

集計作業は、総務部情報システム課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

第2 平成24年職種別民間給与実態調査

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成24年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（ア～ソ）に分類された1,507事業所

ア 漁業	サ 学術研究，専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）
イ 鉱業，採石業，砂利採取業	シ 生活関連サービス業，娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）
ウ 建設業	ス 教育，学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）
エ 製造業	セ 医療，福祉（中分類の医療業及び社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）
オ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
カ 情報通信業	
キ 運輸業，郵便業	
ク 卸売業，小売業	
ケ 金融業，保険業	
コ 不動産業，物品賃貸業	

(2) 調査対象職種

78職種（うち初任給関係19職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業，規模等により26層（うち千葉市10層，その他県内地域16層）に層化し，これらの層から325事業所（うち千葉市87事業所，その他県内地域238事業所）を無作為に抽出し，実地調査を行った。

調査の完結した事業所は296事業所で，第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については，これに該当する従業員が多数に上るときは，抽出した従業員について調査を行った。

なお，臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については，事業所票(1)及び事業所票(2)により，従業員別に調査する事項については，初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与，賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当，住宅手当等の支給状況，給与改定等の状況，雇用調整の状況等

(3) 初任給調査票

職種別，学歴別の初任給月額

(4) 個人票

職種別，年齢別，性別，学歴別のきまって支給する給与，時間外手当及び通勤手当

5 集 計

(1) 調査実人員

13,018人（初任給関係460人，初任給関係以外の調査職種12,558人）。なお，調査職種該当者（母集団）の推定数は89,207人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては，母集団に復元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1, 5 0 7 事業所
抽出事業所	3 2 5 事業所
調査の完結した事業所	2 9 6 事業所（調査完了率91.9%）
調査実人員	1 3, 0 1 8 人 〔初任給関係 4 6 0 人〕 〔初任給関係以外の調査職種 1 2, 5 5 8 人〕

第3 職員給与と民間給与との比較

上記第1及び第2の資料に基づき，本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を，職務階層別，学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

職 員 給 与 関 係

第1表 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数

(平成24年人事統計に関する報告)

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
			人	歳	年
全給料表			57,769	42.3	20.3
一般職員	行政職給料表	9,162	42.9	21.7	
	研究職給料表	408	45.0	20.8	
	医療職給料表(一)	22	52.0	26.2	
	医療職給料表(二)	737	39.2	16.2	
	医療職給料表(三)	197	42.1	18.8	
	海事職給料表	51	44.2	23.9	
	福祉職給料表	142	39.4	16.7	
	特定任期付職員給料表	3	50.3	—	
	第1号任期付研究員給料表	0	—	—	
	第2号任期付研究員給料表	2	41.0	—	
計		10,724	42.7	21.2	
教育職員	教育職給料表(一)	87	48.3	24.1	
	教育職給料表(二)	35,395	43.3	20.7	
	計	35,482	43.4	20.7	
警察官	公安職給料表	11,563	38.5	18.0	

- (注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第8表までにおいて同じ。)
 2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。
 3 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員(旧教育職給料表(三))，教育職給料表(二)は高等学校，中学校，小学校等に勤務する職員(旧教育職給料表(一)及び旧教育職給料表(二))である(第2表，第8表及び第9表について同じ。)

第2表 職員の給料表別，学歴別及び性別人員構成比

(平成24年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	70.3	12.1	17.6	0.0	59.5	40.5
行政職給料表	100.0	50.3	12.4	37.2	0.1	62.5	37.5
研究職給料表	100.0	97.8	1.2	1.0	-	80.4	19.6
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	-	63.6	36.4
医療職給料表(二)	100.0	48.7	51.2	0.1	-	25.4	74.6
医療職給料表(三)	100.0	72.1	26.9	1.0	-	6.1	93.9
海事職給料表	100.0	7.9	52.9	35.3	3.9	96.1	3.9
福祉職給料表	100.0	45.1	52.8	2.1	-	28.2	71.8
特定任期付職員給料表	100.0	66.7	-	33.3	-	66.7	33.3
第1号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
第2号任期付研究員給料表	100.0	100.0	-	-	-	50.0	50.0
教育職給料表(一)	100.0	69.0	31.0	-	-	35.6	64.4
教育職給料表(二)	100.0	86.2	13.4	0.4	-	48.8	51.2
公安職給料表	100.0	38.2	4.5	57.2	0.1	92.6	7.4

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を，短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等の推移

職員の 区分	年月	職員数	平均年齢	平均経年数		
					給料の月額	扶養手当
	年月	人	歳	年	円	円
一般職員	23. 4	10,914	43.0	21.6	349,757	7,683
	24. 4	10,724	42.7	21.2	344,141	7,521
うち 行政職員	23. 4	9,323	43.2	22.1	349,290	7,912
	24. 4	9,162	42.9	21.7	343,342	7,749
教育職員	23. 4	35,433	43.7	21.1	381,231	6,845
	24. 4	35,482	43.4	20.7	375,569	6,610
警察官	23. 4	11,440	38.6	18.1	330,773	11,436
	24. 4	11,563	38.5	18.0	328,282	11,264
計	23. 4	57,787	42.5	20.6	365,298	7,912
	24. 4	57,769	42.3	20.3	360,270	7,711

(注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む。)

2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手

3 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、

(平成24年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
10,654	25,956	5,300	1,952	401,302	98.3
10,471	25,541	5,001	1,885	394,560	
11,026	25,862	5,147	1,715	400,952	98.2
10,764	25,422	4,815	1,627	393,719	
5,119	27,521	5,468	6,412	432,596	98.5
5,136	27,127	5,258	6,353	426,053	
2,043	24,097	4,265	436	373,050	99.1
2,035	23,911	3,742	443	369,677	
5,556	26,548	5,198	4,385	414,897	98.6
5,506	26,189	4,907	4,339	408,922	

警察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

当等の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

その他は、初任給調整手当、単身赴任手当等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(平成24年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	9,309 人	4,042 人	4,529 人	738 人
2人	7,936	3,764	3,848	324
3人	4,907	3,793	1,073	41
4人	1,217	1,080	129	8
5人	165	144	21	0
6人以上	16	13	3	0
計	23,550	12,836	9,603	1,111

手当受給者1人当たり 平均手当月額	18,914 円
----------------------	----------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成24年人事統計に関する報告)

区分 組織	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種	受給者計	手当受給者 1人当たり平均 手当月額
	知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員		
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学 校の事 務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	人 25	人 147	人 379	人 2,431	人 28	人 1,500	人 121	人 140	人 4,771	円 66,663

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の住居手当の支給状況

(平成24年人事統計に関する報告)

区 分		受 給 者 数
受 給 者 計		9,844 人
手当月額 11,000円未満の受給者		16
11,000円以上27,000円未満の受給者		2,845
27,000円の受給者		6,983
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額		25,844 円

(注) 上記のほか、自宅に係る住居手当の廃止に伴う経過措置額(月額1,500円)を受ける職員は、19,369人である。

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額
	0 人	- 円

第7表 職員の通勤手当の支給状況

(平成24年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交通機関等のみ利用者	12,094 人
	交通用具のみ使用者	38,930
	交通機関等・交通用具併用者	1,494
	小 計	52,518
非 受 給 者		5,251
計		57,769
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額		9,989 円

第8表 職員の給料表別，級別，号給別人員分布，平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

（平成24年人事統計に関する報告）

号給	職務の級										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
標準的な職務	主事・技師	主事・技師	副主査・主任主事・主任技師	係長・主査	班長・副主幹	副課長・主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
1											
2											
3										3	
4											
5										1	
6		1								2	
7										1	
8											
9	20	2	1			1					
10	6	1									
11	2	48	1				1				
12	1	4	1								
13	10	5									
14	2	3									
15	46	47	1								
16	2	5	2								
17	24	29	1								
18	7	9	29						2		
19	48	64	3				1		2		
20	12	19	4						2		
21	6	37	3						2	1	
22	1	16	42						7		
23	69	45	12				1		1		
24	4	36	27	4							
25	7	51	17	4			1				
26	3	22	63	4							
27	71	49	23	5				1			
28	19	23	26	26							
29	77	49	11	6							
30	10	28	29	24							
31	42	15	16	13							
32	8	14	63	24				3			
33	25	34	24	23	4			2			
34	11	16	15	40	2			7			
35	70	19	12	98		1		13			
36	8	14	54	42	3			4			
37	54	16	24	40	19			7			
38	10	8	41	48	3			8			
39	81	4	17	140	2			3			
40	26	7	42	36	10			6			
41	47	3	20	31	55		2	3			
42	17	2	48	42	7		10	5			
43	36	2	8	86	16		12	1			
44	12	2	32	34	18		16				
45	41	1	12	42	64		28	3			
46	14	1	64	26	10		20				
47	32	1	14	25	31	14	21				
48	11		17	31	17		8				
49	38		6	76	57	2	17				
50	13		10	47	10	17	8				
51	18		14	24	59	17	21				
52	13		8	20	16	5	16				
53	13		6	31	42	23	24				
54	10	1	1	48	16	21	10				
55	10		3	24	77	20	21				
56	3		2	19	27	11	12				
57	8		2	28	40	31	16				
58	4	1		33	27	12	17				
59	5		4	18	85	25	14				
60	5		1	22	36	21	3				
61	4			20	21	29	27				
62	6			21	77	18					
63	10	1		17	37	27					
64	5	1	1	13	28	30					
65	4		1	21	65	35					
66	3			8	44	27					
67	11			40	45	57					
68	4			22	45	45					
69	7		1	13	67	61					
70	5			16	25	37					
71	2		1	36	56	55					
72	2			15	67	101					

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	全級
	主事・技師	主事・技師	副主査・主任主事・主任技師	係長・主査	班長・副主幹	副課長・主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73	1			28	34	102					
74				26	59	114					
75	1		1	19	32	83					
76				11	81	92					
77	1			20	25	489					
78	1			11	57						
79	1			6	31						
80	1			23	64						
81				5	22						
82				2	62						
83	1			4	27						
84				9	66						
85	1			3	23						
86				1	66						
87				1	56						
88				4	53						
89				2	447						
90				1							
91				3							
92				5							
93	6			5							
94				4							
95				3							
96				1							
97				21							
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
人員計	1,209	755	881	1,744	2,535	1,623	327	66	14	8	9,162
級別構成比	13.2%	8.2%	9.6%	19.0%	27.7%	17.7%	3.6%	0.7%	0.2%	0.1%	100.0%
平均給料月額	187,723円	228,049円	286,548円	354,583円	393,362円	424,102円	445,850円	466,516円	508,380円	536,934円	343,098円
平均年齢	25.1歳	29.7歳	35.2歳	42.3歳	49.2歳	53.8歳	55.6歳	56.8歳	56.7歳	57.5歳	42.9歳

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。
2 平均給料月額は給料表の切替えに伴う経過措置額を含み、50歳台後半層の給与抑制措置適用後の額である。
3 上記1・2の注は、以下第8表の各表において同じである。

公安職給料表（警察官である職員に適用）

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4				1					
5									
6									
7									
8									
9								1	
10									
11									
12									
13	86								
14	37								
15	30								
16	66		1						
17	16			1					
18	21								
19	6								
20	68		5						
21	15		2						
22	25	1	3						
23	14	1	2						
24	51	5	9	1					
25	11	3	5	1					
26	15	35	8						
27	17	34	3	1					
28	75	159	16	1					
29	173	47	12						
30	85	52	8	2					
31	57	42	6	2					
32	207	164	42	5	1				
33	64	52	19	6	1				
34	40	57	34	11					
35	17	44	34	3	1				
36	15	186	109	12					
37	18	61	42	7	4				
38	8	71	91	14	2				
39	8	43	51	11	3				
40	12	134	100	16	1				
41	8	54	61	9					2
42	6	87	99	31	2				
43	8	54	59	13	2				6
44	7	123	111	17	6				
45	2	43	52	21	3				58
46	8	64	92	23	7				
47	4	31	48	30	3				
48	3	50	104	33	3				
49	6	17	64	20	3				
50	1	19	115	22	5	1			
51	3	18	51	22	4				
52	4	24	81	19	3				
53	2	11	61	20	10	2			
54		12	68	40	4	1			
55	3	6	48	23	4				
56	3	8	64	24	2	2			
57	1	5	63	13	4	1			
58	1	11	58	29	6				
59	2	9	38	19	4		1		
60		6	68	50	4	3			
61		5	39	63	7	1		122	
62		3	41	38	6	1			
63		3	27	36	13	2			
64		1	53	40	10	2			
65			16	42	15	2			
66			22	32	13	5			
67			19	54	22	2	1		
68		1	24	44	17		1		
69	1		28	54	16	3	1		
70		1	25	35	15	4	4		
71			20	66	18	8	9		
72			30	56	7	2	5		
73			30	53	25	3	16		
74			22	45	23	2	3		
75			14	51	19	4	10		
76			14	41	17	6	8		

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	全級
	巡查	巡查長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			15	33	22	7	174			
78			5	35	28	6				
79			7	29	24	3				
80			4	34	30	6				
81			4	30	13	8				
82			1	35	37	7				
83			6	31	46	10				
84			3	32	41	9				
85			1	31	65	13				
86			3	18	31	7				
87			2	22	57	15				
88				35	44	14				
89				39	43	263				
90			1	20	34					
91				28	49					
92				35	67					
93				38	53					
94				30	51					
95				27	45					
96				34	56					
97				34	327					
98			1	30						
99				31						
100				30						
101				18						
102				29						
103				35						
104				48						
105				37						
106				30						
107				34						
108				72						
109				39						
110				64						
111				39						
112				63						
113				41						
114				53						
115				45						
116				62						
117				43						
118				43						
119				41						
120				45						
121				31						
122				46						
123				29						
124				50						
125				446						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
人員計	1,330	1,857	2,484	3,547	1,498	425	233	123	66	11,563
級別構成比	11.5%	16.0%	21.5%	30.7%	13.0%	3.7%	2.0%	1.0%	0.6%	100.0%
平均給料月額	208,305円	243,113円	283,124円	379,909円	422,858円	437,717円	454,182円	467,133円	487,831円	328,139円
平均年齢	22.5歳	27.3歳	32.3歳	45.6歳	51.5歳	52.0歳	54.0歳	54.5歳	56.1歳	38.5歳

教育職給料表（一）（大学に勤務する学長,教授,准教授,講師,助教,助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
	標準的な職務	助教	講師	准教授	教授
1		人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23				1	
24					
25					
26					1
27			1		
28		1			1
29			1		
30					
31					
32				1	
33				1	2
34					
35					1
36		1			
37			1		1
38			1		2
39				1	
40					1
41		1	1		
42			1		1
43			1		
44			1		
45		2	1	1	1
46					1
47			1		1
48					1
49			1		
50		1			1
51					2
52		1		2	3
53			1		
54		1		1	
55			1	1	1
56					1
57		2	2	1	1
58		2		1	
59		1			
60			2		
61			1	2	
62					
63		2		2	
64		1			
65					
66					
67				1	
68				1	

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	
	助教	講師	准教授	教授	
69	人	人	人	人	
70				1	
71		2			
72					
73					
74	1			1	
75	1				
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83	1				
84					
85					
86					
87				1	
88					
89				3	
90					
91					
92			1		
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129	1				
					全 級
人 員 計	人 20	人 21	人 21	人 25	人 87
級 別 構 成 比	% 23.0	% 24.1	% 24.1	% 28.8	% 100.0
平 均 給 料 月 額	円 327,991	円 383,812	円 437,471	円 505,591	円 418,926
平 均 年 齢	歳 40.1	歳 42.5	歳 51.9	歳 56.6	歳 48.3

教育職給料表(二)

(高等学校,中学校,小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長,副校長,教頭,主幹教諭,教諭,養護教諭,栄養教諭,助教諭,実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	標準的な職務	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7			1			
8			2			
9			1			
10			1			
11			2			
12			3			
13			1			
14			429			
15			3			
16			79			
17			27			1
18			157			2
19			15			2
20			487			4
21			21			1
22		3	218			6
23			59			12
24			653			17
25			49			54
26		3	245			112
27			73			118
28		2	524			119
29		2	67			109
30		3	288			100
31		2	109			95
32			466			86
33		2	101			65
34		3	278			83
35		1	144			59
36		2	503			77
37			106			60
38		4	294			56
39		1	137			39
40		3	497			49
41		1	124			23
42		2	250			9
43		2	151			7
44		2	401			4
45			121			7
46		2	28			7
47		1	30			
48		4	40			
49		2	246			
50		4	185			
51		2	346			
52			130			
53		3	195			
54		2	149			
55		1	284			
56		2	151			
57		2	175			
58		3	162			
59			265			
60		2	72		1	
61		3	72		2	
62			114		2	
63			207		7	
64		1	163		10	
65		1	219		17	
66		3	17		19	
67		1	19		18	
68			132		21	
69			184		21	
70		2	131		44	
71		1	186	1	59	
72		1	129		58	
73		2	168		58	
74			120		85	
75			146	1	81	
76			107		89	
77		2	136	1	87	
78		3	104	1	85	
79		2	165	4	105	
80		2	98	2	77	
81		2	121	3	98	

身給	職務の級					全級
	1級	2級	3級	4級	5級	
標準的な職務	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
85	3	95	7	61		
86	2	132		85		
87	1	84	1	65		
88		101	1	81		
89	1	10	1	40		
90	1	7	8	45		
91	1	92	2	35		
92	1	147	1	24		
93	2	72	8	10		
94	3	143	2	12		
95	3	131	2	14		
96		218		6		
97	1	108	2	5		
98	2	188		10		
99	2	104		2		
100	2	147	1	9		
101		9		24		
102		8				
103		12				
104	2	113				
105	2	184				
106	1	158				
107	1	242				
108		193				
109	1	246				
110	5	188				
111	2	233				
112	5	322				
113		219				
114		326				
115		392				
116	4	351				
117		433				
118	3	444				
119		372				
120	3	506				
121	2	370				
122	2	324				
123	2	546				
124		291				
125		626				
126		351				
127		436				
128	3	486				
129	1	322				
130	3	446				
131		498				
132	1	337				
133	1	516				
134	6	465				
135	2	382				
136	4	535				
137	2	12				
138	2	547				
139	3	480				
140	3	558				
141	5	518				
142	3	496				
143		471				
144	3	506				
145		441				
146	1	396				
147		311				
148	2	328				
149	2	252				
150		241				
151		224				
152		161				
153		166				
154		44				
155		74				
156		3				
157		4				
158						
159		2				
160						
161	1	17				
人員計	202	32,196	49	1,572	1,376	35,395
級別構成比	0.6	91.0	0.1	4.4	3.9	100.0
平均給料月額	282,400	353,341	412,468	437,589	455,850	360,745
平均年齢	37.3	42.3	49.9	52.7	56.8	43.3

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額が含まれる。

研究職給料表 (研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し, 試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級 技師	2級 研究員	3級 上席研究員	4級 次長・主席研究員・ 主任上席研究員	5級 所長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10				1	
11		1			
12			1		
13		4			
14			5		
15					
16			1		
17					
18			3		
19		6	1		
20		1			
21			1		
22					
23		5	1		
24		1	2		
25		1	2		
26			1		
27		5			
28		2	5		
29		1	1		
30			1		
31		6	4		
32		1	2		
33		2	2		
34		1	1		
35		6	2	4	
36		2	2	2	1
37		2	3	4	3
38		1	1		
39		2		2	1
40				1	
41	1	3	3	2	
42		1	3	7	
43		2	3	3	
44			3	5	
45				3	
46			2	5	
47		1	3		
48		2	4	3	
49		1	1	4	
50			2	7	1
51		1	3	4	
52			3	4	
53			3	12	
54				2	
55		1	1	5	
56			1	7	
57				4	
58			2	7	
59				8	
60				4	
61				5	
62				2	
63				2	
64				10	
65				3	
66				5	
67				8	
68			1	3	
69				3	
70				9	
71				26	
72				7	

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
73	人	人	人	人	人	
74						
75			1			
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
人員計	人 1	人 62	人 82	人 257	人 6	人 408
級別構成比	% 0.2	% 15.2	% 20.1	% 63.0	% 1.5	% 100.0
平均給料月額	円 207,500	円 257,934	円 353,490	円 437,751	円 484,800	円 393,619
平均年齢	歳 X	歳 29.3	歳 37.5	歳 50.9	歳 58.2	歳 45.0

(注) Xの箇所については該当人員が1人であるため、記載しない。

医療職給料表(一) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師で
人事委員会規則で定めるものに適用)

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
	標準的な職務	医師	主任医師	センター長	センター長
1		人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23		1			
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34			1		
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44				1	
45					1
46					
47					1
48					
49					1
50					
51					
52					1
53					1
54					
55					1
56					

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	全 級
	医師	主任医師	センター長	センター長	
57	人	人	人	人	
58			1		
59			1		
60					
61				1	
62					
63					
64					
65				2	
66			1		
67			2		
68			1		
69					
70			1		
71					
72					
73					
74					
75			1		
76					
77					
78					
79					
80			1		
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
人 員 計	人 1	人 1	人 10	人 10	人 22
級 別 構 成 比	% 4.5	% 4.5	% 45.5	% 45.5	% 100.0
平均給料月額	円 316,300	円 417,300	円 518,096	円 567,160	円 526,644
平 均 年 齢	歳 X	歳 X	歳 50.5	歳 57.6	歳 52.0

(注) Xの箇所については該当人員が1人であるため、記載しない。

医療職給料表(二) (保健所,家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師,獣医師,栄養士
その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8		2						
9								
10								
11		5						
12								
13		3						
14								
15		12						
16		2						1
17		14						
18		2						
19		18						
20								
21	2							
22		6						
23	2	19						
24	1	2		1				
25	3	1	1		1			
26		4						
27		30	1					
28	1	4		2	4			
29	5	1	1		2			
30		3	6	2	3	1		
31	1	19		2	4	3		
32		3		8	5			
33	4		3		3			
34		2	5	1	1	1		
35		14	1		4	4		
36		5	2	7	1	2		
37	1	6	4	1	8	1		
38		2	11	3	6	2		
39	2	19	1	1	2	6		
40	1		2	7	6	4		
41		6	2	1	4	1	2	
42	1	4	6		2	3		
43	1	4	2		6	3		
44		2	2	5		1		
45	1	2	1	2	6	3	1	
46	1	8	3	1	2	2		
47		6			4	5		
48		3			1	5		
49		4		2	4	6		
50		3	1		1	5		
51		3		1	1	7		
52	1	3	1		2	2		
53	1		2			2		
54	1		1		1	2		
55		3			2	7		
56		2			3	1		
57	1	1			2	1		
58					1	5		
59	1				2	3		
60					3	9		
61						7		
62					1	5		
63		3				4		
64						7		

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	全級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65						22			
66		1				12			
67						10			
68						6			
69					1	4			
70						7			
71						4			
72						10			
73						45			
74									
75									
76									
77									
78									
79									
80									
81									
82									
83									
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
人員計	人 32	人 256	人 59	人 47	人 99	人 240	人 3	人 1	人 737
級別構成比	% 4.4	% 34.7	% 8.0	% 6.4	% 13.4	% 32.6	% 0.4	% 0.1	% 100.0
平均給料月額	円 194,209	円 226,768	円 275,708	円 305,634	円 358,787	円 423,326	円 461,988	円 470,928	円 317,332
平均年齢	歳 25.8	歳 29.4	歳 34.6	歳 36.5	歳 41.4	歳 51.7	歳 58.7	歳 X	歳 39.2

(注) Xの箇所については該当人員が1人であるため、記載しない。

医療職給料表(三)

(保健所等に勤務する保健師, 助産師, 看護師, 准看護師その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級 准看護師	2級 保健師・看護師	3級 主任保健師・ 主任看護師	4級 主査	5級 副主幹	6級 課長	7級 課長
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		2					
18							
19							
20							
21		1					
22							
23		7					
24							
25		1					
26							
27							
28							
29		2					
30		1	2	1			
31		2					
32		1					
33				1			
34			1				
35		3					
36				2			
37		2					
38		2	1				
39		7					
40		1		1			
41		1	1	1			
42		1	1	1			
43		6					
44		1		1			
45							
46		2					
47		2					
48		1		3		1	
49		1		1			
50		1	1				
51		3		1		3	
52		2		2	1	1	
53				2	1	2	
54		1				1	
55		2		1	1	1	
56				1	2		
57			1			3	
58			1				
59		1			1	2	
60					3	2	
61					1		
62					3	1	
63					2		
64					1		
65		1			3		
66		1			4		
67		2			3		
68			1		5		
69		1			3		
70				2			
71				1	1		
72				1	2		
73					4		
74					1		
75		2			1		
76					2		
77					2		
78					2	1	
79							
80					1		
81					1		
82							
83					2		
84					1		

職務の級 標準的な職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	全 級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・ 主任看護師	主査	副主幹	課長	課長	
85	人	人	人	人	人	人	人	
86		1			3			
87								
88					2			
89					3			
90								
91					1			
92								
93		1			14			
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106		1						
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129		1						
130		1						
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
人 員 計	- 人	69 人	10 人	23 人	77 人	18 人	- 人	197 人
級別構成比	- %	35.0 %	5.1 %	11.7 %	39.1 %	9.1 %	- %	100.0 %
平均給料月額	- 円	252,242 円	293,500 円	328,117 円	395,901 円	440,762 円	- 円	336,571 円
平均年齢	- 歳	31.6 歳	34.7 歳	39.7 歳	50.0 歳	55.9 歳	- 歳	42.1 歳

海事職給料表 (船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	標準的な職務	航海士・機関士	一等航海士・ 一等機関士	一等航海士・ 一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
1		人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17		1				
18						
19						
20			1			
21						
22						
23		1	1	1		
24						
25						
26						
27		1			1	
28			1			
29						
30						
31		1				
32						
33						
34				2	1	
35			1	1		
36						
37				1		
38						
39						
40						
41						
42					1	
43					1	
44						
45		1				
46						
47					1	
48						
49					2	
50						
51						
52					1	
53						
54					1	
55						
56						
57						1
58						
59				1	1	
60						
61						
62				1		1
63					1	
64					2	1

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全 級
	航海士・機関士	一等航海士・ 一等機関士	一等航海士・ 一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
	人	人	人	人	人	人
65				1		
66						
67				1		
68				2		
69						
70						
71						
72						
73						
74				1		
75						
76				1		
77				1		
78						
79				1		
80						
81						
82						
83						
84				1		
85						
86				1		
87				1		
88						
89				6		
90			1			
91			1			
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
人 員 計	5人	4人	9人	30人	3人	51人
級 別 構 成 比	9.8%	7.8%	17.7%	58.8%	5.9%	100.0%
平均給料月額	221,440円	265,050円	349,734円	429,103円	452,783円	383,264円
平均年齢	24.2歳	29.0歳	40.0歳	49.8歳	55.3歳	44.2歳

福祉職給料表 (児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し,入所者の指導,保育,介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級 児童指導員・ 保育士	2級 児童指導員・ 保育士	3級 児童指導員・ 保育士	4級 課長・上席児童指導 員・上席保育士	5級 次長	6級 次長
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	1					
16						
17		1				
18						
19		1				
20						
21		1				
22						
23						
24						
25	1			1		
26						
27		2				
28				1		
29	2	1				
30						
31	4	1		1		
32	2	3				
33	1	2		1		
34	1				1	
35	4	1				
36		2				
37	1					
38	2	2				
39	3	3				
40					2	
41	2	6				
42		1		1		
43	2					
44		4				
45		2				
46	2					
47	1					
48	1					
49					1	
50		2				
51		1				
52					3	
53					1	
54	1	1			1	
55					3	
56	1				2	
57	2				1	
58					1	
59						
60						
61	3				1	
62						
63						
64	1				1	
65						
66					1	
67					2	
68					2	1
69						
70						
71					1	
72	1					
73	1					
74						
75						2
76						
77					1	
78					1	
79						
80					1	

職務の級 標準的な職務 号給	1級 児童指導員・ 保育士	2級 児童指導員・ 保育士	3級 児童指導員・ 保育士	4級 課長・上席児童指導 員・上席保育士	5級 次長	6級 次長	
	人	人	人	人	人	人	人
81							
82	1						
83							
84							
85							
86							
87					1		
88					1		
89							
90							
91					1		
92							
93							
94							
95					3		
96					3		
97					17		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
							全 級
人 員 計	41	37	5	55	4	-	142
級 別 構 成 比	28.9%	26.1%	3.5%	38.7%	2.8%	-	100.0%
平均給料月額	210,054	261,354	302,140	397,210	428,224	-	305,299
平均年齢	28.7	33.1	37.0	50.6	55.8	-	39.4

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	1
3	
4	
5	2
6	
7	
人員計	3

第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	2
3	
人員計	2

第9表 再任用職員の適用給料表別，級別人員

(平成24年人事統計に関する報告)

その1 フルタイム勤務職員

給料表		級											
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
一般職員	行政職給料表	人 10	人	人	人 9	人	人	人 1	人	人	人	人	人
	医療職給料表(二)	6				6							
	海事職給料表	2				2							
教育職員	教育職給料表(二)	308	3	305									
警察官	公安職給料表	18				5	9	4					
給料表計		344											
60歳		135											
61歳		109											
62歳		66											
63歳		34											

(注) 該当人員0の級は空欄とした(次表において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	人 616	人	人	人 25	人 242	人 349	人	人	人	人	人
	研究職給料表	27			1	26						
	医療職給料表(二)	28				1	13	14				
	医療職給料表(三)	6			1	2	3					
	福祉職給料表	1			1							
教育職員	教育職給料表(二)	788		788								
給料表計		1,466										
60歳		400										
61歳		428										
62歳		383										
63歳		255										

民間給与関係

第10表 産業別，企業規模別調査事業所数

(平成24年職種別民間給与実態調査)

企 業 規 模 産 業	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	296	67	30	38	124	37
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利 採取業，建設業	28	5	1	7	6	9
製 造 業	116	17	10	15	55	19
電気・ガス・熱供給 ・水道業，情報通信 業，運輸業，郵便業	67	14	5	9	32	7
卸 売 業 ， 小 売 業	36	14	8	5	8	1
金融業，保険業，不 動産業，物品賃貸業	18	11	1	—	6	—
教育，学習支援業， 医療，福祉，サービス業	31	6	5	2	17	1

- (注) 1 上記調査事業所のほか，企業規模，事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が3所，調査不能の事業所が26所あった。
- 2 調査対象事業所325所から企業規模，事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた322所に占める調査完了事業所296所の割合（調査完了率）は，91.9%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は，学術・開発研究機関，広告業，その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

第11表 民間における初任給の改定状況

(平成24年職種別民間給与実態調査)

学 歴	項 目	新規学卒者 の採用あり %	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者 の採用なし %
			増 額	据 置 き	減 額	
			%	%	%	
大 学 卒		28.4	(9.3)	(87.7)	(3.0)	71.6
高 校 卒		13.2	(12.8)	(84.6)	(2.6)	86.8

(注) () 内は，新規学卒者採用がある事業所を100とした割合である。

第12表 職種別，学歴別初任給

(平成24年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	194,961 円
	短 大 卒	165,479
	高 校 卒	162,855
新 卒 事 務 員	大 学 卒	193,598
	短 大 卒	※ 162,076
	高 校 卒	161,711
新 卒 技 術 者	大 学 卒	197,964
	短 大 卒	※ 174,960
	高 校 卒	164,150
新 卒 研 究 員	大 学 卒	X
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	X
	高 校 卒	—
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 大 学 助 手	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	X
準 新 卒 医 師	大 学 卒	X
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 206,709
準新卒診療放射線技師	養成所卒	—
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	※ 228,052
準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒	X

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当，家族手当，通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き，公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり，採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは，平成23年度中に資格免許を取得し，平成24年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお，医師については，平成21年3月大学卒業後，平成21年度中に免許を取得し，2年間の臨床研修を修了した後，平成24年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「X」は，調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は，調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第13表 民間における家族手当の支給状況

(平成24年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,263 円
配偶者と子1人	19,011
配偶者と子2人	25,408

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第14表 民間における住宅手当の支給状況

(平成24年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
支給	60.8 %
非支給	39.2
借家・借間居住者に対する住宅手当月額最高支給額の平均額	26,840 円

備考 本県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第15表 民間における特別給の支給状況

(平成24年職種別民間給与実態調査)

項目	支給額等	
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	370,104 円
	上半期 (A2)	365,669 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	748,086 円
	上半期 (B2)	712,391 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.02 月分
	上半期 (B2/A2)	1.95 月分
	年間	3.97 月分

(注) 下半期とは平成23年8月から平成24年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で3.95月である。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成24年職種別民間給与実態調査)

部長級（非役員）		課長級		係員	
一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
49.5 %	50.5 %	51.1 %	48.9 %	60.7 %	39.3 %

第17表 民間における給与改定の状況

(平成24年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
		%	%	%	%
課長級		13.1	10.8	0.4	75.7
係員		13.5	15.2	0.4	70.9

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 民間における定期昇給制度の状況

(平成24年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給制度あり				定期昇給 制度なし
		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
課長級		84.4 %	39.4 %	70.9 %	45.7 %	15.6 %
係員		93.2	46.9	77.6	53.1	6.8

(注) 1 定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 民間における定期昇給の実施状況

(平成24年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			定期昇給 実施	増額	減額			変化なし
課長級		80.5 %	78.0 %	18.8 %	10.0 %	49.2 %	2.5 %	19.5 %
係員		91.3	88.8	22.8	12.8	53.2	2.5	8.7

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表 民間における雇用調整の実施状況

(平成24年職種別民間給与実態調査)

項目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	11.7 %
転籍	4.0
希望退職者の募集	3.0
正社員の解雇	0.0
部門の整理閉鎖・部門間の配転	2.4
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	1.1
残業の規制	5.6
一時帰休・休業	3.4
ワークシェアリング	0.0
賃金カット	3.8
上記の項目のうちいずれかの雇用調整措置を実施している事業所の割合	23.8

(注) 1 平成24年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

第21表 民間における賃金カット等の実施状況

(平成24年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
		%	%
課長級		3.3	3.0
係員		1.4	1.0

(注) 平成24年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第22表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(平成24年職種別民間給与実態調査)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	6.2 %	6.2 %	8.7 %	8.7 %
30%	30.4	36.6	22.6	31.3
29%	-	36.6	-	31.3
28%	-	36.6	-	31.3
27%	3.1	39.7	2.4	33.7
26%	1.1	40.8	0.5	34.2
25%	59.2	100.0	65.8	100.0

第23表 企業規模別，職種別，学歴別民間給与額等

その1 企業規模計

(平成24年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって支給する給与		(A) - (B)	備 考	対 応 級	
			(A)	(B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	41	52.8	730,050	789	729,261	{ 構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。) }	{ 本表その2企業規模500人以上, 本表その3企業規模100人以上500人未満及び本表その4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照 }
	大 学 卒	33	53.0	755,166	963	754,203		
	短 大 卒	2	54.4	822,802	0	822,802		
	高 校 卒	6	51.2	540,059	0	540,059		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	24	52.9	692,033	4,769	687,264	{ 構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。) }	同 上
	大 学 卒	19	52.5	696,121	0	696,121		
	短 大 卒	2	53.8	898,374	0	898,374		
	高 校 卒	3	54.5	545,234	33,692	511,542		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	393	52.3	681,028	607	680,421	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。) }	同 上
	大 学 卒	294	52.4	706,539	206	706,333		
	短 大 卒	18	52.0	568,262	4,791	563,471		
	高 校 卒	80	52.1	612,445	1,155	611,290		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 部 長	297	51.4	653,067	1,133	651,934	同 上	同 上
	大 学 卒	245	51.3	669,728	1,362	668,366		
	短 大 卒	7	51.5	548,046	0	548,046		
高 校 卒	45	52.2	574,304	0	574,304			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	93	50.5	643,050	4,402	638,648	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 }	同 上	
大 学 卒	67	50.2	659,005	4,166	654,839			
短 大 卒	2	45.0	556,685	1,272	555,413			
高 校 卒	24	52.1	606,640	5,372	601,268			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 「X」は，調査実人員が1人の場合である。(以下，本表において同じ。)

その1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	68	50.6	558,141	667	557,474	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	本表その2企業 規模500人以上、 本表その3企業 規模100人以上 500人未満及び 本表その4企業 規模50人以上 100人未満の対 応級欄参照
	大 学 卒	57	50.1	565,691	277	565,414		
	短 大 卒	3	54.9	529,441	8,632	520,809		
	高 校 卒	8	51.6	526,433	0	526,433		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	762	47.8	553,293	7,850	545,443	2係以上又は構成 員10人以上の課の 長 職能資格等が上記 課の長と同等と認 められる課の長及 び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	495	47.2	564,438	8,011	556,427		
	短 大 卒	57	45.7	495,886	453	495,433		
	高 校 卒	209	50.0	543,521	9,651	533,870		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技術課長	800	46.9	557,271	4,837	552,434	同 上	同 上
	大 学 卒	563	45.9	562,957	5,082	557,875		
	短 大 卒	45	47.6	550,290	2,575	547,715		
	高 校 卒	191	50.3	538,895	4,541	534,354		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	161	45.5	508,788	43,218	465,570	上記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下に 係長等の役職者を有 する者 課長に直属し部下4 人以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認め られる課長代理及び 課長代理級専門職	同 上
	大 学 卒	72	44.0	536,264	53,912	482,352		
	短 大 卒	17	43.4	455,977	49,324	406,653		
	高 校 卒	72	47.3	494,820	31,812	463,008		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
技術課長代理	159	39.7	490,770	45,430	445,340	同 上	同 上	
大 学 卒	125	38.2	497,005	46,066	450,939			
短 大 卒	10	43.3	455,071	46,466	408,605			
高 校 卒	22	48.0	473,081	41,120	431,961			
中 学 卒	2	46.0	402,261	38,306	363,955			

その1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	933	44.2	445,863	44,986	400,877	係の長及び係長級 専門職	本表その2企業 規模500人以上, 本表その3企業 規模100人以上 500人未満及び 本表その4企業 規模50人以上 100人未満の対 応級欄参照
	大学卒	434	41.5	441,048	37,944	403,104		
	短大卒	89	43.2	449,122	56,536	392,586		
	高校卒	402	47.2	451,755	50,585	401,170		
	中学卒	8	50.4	367,699	19,988	347,711		
	技術係長	616	42.1	468,733	67,015	401,718	同 上	同 上
	大学卒	363	39.3	466,888	68,756	398,132		
	短大卒	44	40.7	450,108	79,910	370,198		
	高校卒	204	47.4	476,022	61,559	414,463		
	中学卒	5	57.3	492,133	29,713	462,420		
	事務主任	532	40.7	381,518	44,805	336,713	同 上	同 上
	大学卒	275	39.2	395,887	40,297	355,590		
	短大卒	75	40.4	340,263	40,083	300,180		
	高校卒	177	43.1	373,425	53,902	319,523		
	中学卒	5	45.8	418,968	51,765	367,203		
	技術主任	416	41.2	431,291	69,211	362,080	同 上	同 上
	大学卒	234	39.5	417,684	57,893	359,791		
	短大卒	31	41.6	436,800	86,406	350,394		
	高校卒	140	44.2	450,170	90,700	359,470		
	中学卒	11	53.8	584,258	83,099	501,159		
事務係員	3,235	35.3	325,057	42,188	282,869	同 上	同 上	
大学卒	1,491	31.8	327,347	44,396	282,951			
短大卒	549	35.9	309,848	42,041	267,807			
高校卒	1,175	39.7	328,684	39,321	289,363			
中学卒	20	44.2	323,627	40,398	283,229			

その1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事務・ 技術関係 職種	技術係員	2,419	35.7	383,058	70,673	312,385		{ 本表その2企業 規模500人以上, 本表その3企業 規模100人以上 500人未満及び 本表その4企業 規模50人以上 100人未満の対 応級欄参照
	大学卒	1,353	33.5	383,989	72,700	311,289		
	短大卒	202	34.3	384,768	71,125	313,643		
	高校卒	852	39.2	381,148	67,628	313,520		
	中学卒	12	46.5	391,434	60,496	330,938		
研 究 関 係 職 種	研究所長	3	49.4	719,531	0	719,531	{ 構成員50人以上の所の長（取締役兼 任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上 の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長 の職名を有する者、上記研究部 （課）長及び研究室（係）長を除 く。）	
	研究部（課）長	27	49.4	647,199	3,981	643,218		
	研究室（係）長	28	44.3	545,484	25,862	519,622		
	主任研究員	76	43.4	539,550	31,377	508,173		
	研究員	200	35.7	382,417	55,584	326,833		
	研究補助員	8	37.1	278,110	18,340	259,770		
医 療 関 係 職 種	病院長	2	63.3	1,524,572	0	1,524,572	部下に医師又は歯科医師5人以上 { 上記病院長に事故等のあるときの職 務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上	
	副院長	4	54.8	1,405,085	175,941	1,229,144		
	医科長	34	50.8	1,389,464	287,291	1,102,173		
	医師	50	38.9	1,004,348	271,513	732,835		
	歯科医師	X	X	X	X	X		
	薬局長	9	46.6	486,864	20,206	466,658		
	薬剤師	72	33.2	340,658	47,655	293,003		
	診療放射線技師	64	35.7	359,325	49,691	309,634		
	臨床検査技師	60	35.7	299,935	26,249	273,686		
	栄養士	28	38.3	269,774	13,949	255,825		
	理学療法士	63	30.9	316,202	19,070	297,132		
	作業療法士	39	30.9	288,093	11,733	276,360		
	総看護師長	3	50.4	501,444	22,933	478,511		
看護師長	85	44.1	447,948	73,021	374,927			
看護師	253	38.1	380,490	64,774	315,716			
准看護師	155	46.7	332,601	55,426	277,175			

その1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	8	58.8	789,348	0	789,348	
	大 学 教 授	100	56.5	722,556	0	722,556	
	大 学 准 教 授	66	46.3	571,678	0	571,678	
	大 学 講 師	40	45.1	496,598	0	496,598	
	大 学 助 教	13	47.9	477,331	0	477,331	
	大 学 助 手	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 校 長	2	63.5	715,851	3,891	711,960	
	高 等 学 校 教 頭	9	54.3	710,291	3,767	706,524	
	高 等 学 校 教 諭	93	50.2	595,983	2,058	593,925	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習, 外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—	
	守 衛	14	46.4	488,844	85,670	403,174	
	用 務 員	—	—	—	—	—	

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	35	52.6	773,774	944	772,830	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級, 10級
	大 学 卒	29	52.7	787,483	1,111	786,372		
	短 大 卒	2	54.4	822,802	0	822,802		
	高 校 卒	4	50.5	616,975	0	616,975		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	15	52.9	753,994	1,417	752,577	{ 構成員50人以上 の工場長の長 (取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	12	53.0	741,316	0	741,316		
	短 大 卒	2	53.8	898,374	0	898,374		
	高 校 卒	X	X	X	X	X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	259	52.2	698,539	453	698,086	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	201	52.1	715,690	136	715,554		
	短 大 卒	9	52.9	615,902	10,224	605,678		
	高 校 卒	48	52.7	643,067	11	643,056		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 部 長	210	51.7	681,575	859	680,716	同 上	同 上
	大 学 卒	174	51.3	694,518	1,017	693,501		
	短 大 卒	5	55.4	592,592	0	592,592		
	高 校 卒	31	53.7	614,195	0	614,195		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	33	51.4	654,133	2,656	651,477	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	同 上	
大 学 卒	29	51.6	662,499	2,738	659,761			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	4	50.0	599,873	2,130	597,743			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する給 与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	41	48.8	578,839	1,198	577,641	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	行政職 9級, 10級
	大 学 卒	40	48.6	580,671	411	580,260		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	583	47.8	571,894	8,795	563,099	2係以上又は構成 員10人以上の課の 長 職能資格等が上記 課の長と同等と認 められる課の長及 び課長級専門職	行政職 7級, 8級
	大 学 卒	400	47.1	579,369	9,065	570,304		
	短 大 卒	33	47.7	529,699	98	529,601		
	高 校 卒	150	49.8	561,266	10,244	551,022		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	577	46.9	575,189	2,859	572,330	同 上	同 上
	大 学 卒	417	45.7	578,600	3,215	575,385		
	短 大 卒	30	47.8	564,993	992	564,001		
	高 校 卒	130	51.4	563,848	1,883	561,965		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	102	46.4	533,592	41,376	492,216	上記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下に 係長等の役職者を有 する者 課長に直属し部下4 人以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認め られる課長代理及び 課長代理級専門職	行政職 5級, 6級
	大 学 卒	42	43.9	558,909	51,341	507,568		
	短 大 卒	8	42.3	462,689	38,875	423,814		
	高 校 卒	52	48.7	524,115	34,336	489,779		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
技術課長代理	90	39.8	490,655	25,720	464,935	同 上	同 上	
大 学 卒	77	38.2	488,652	25,912	462,740			
短 大 卒	4	45.3	468,133	22,356	445,777			
高 校 卒	9	52.4	523,372	25,666	497,706			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
		人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	699	44.6	460,105	47,220	412,885	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級, 4級	
	大学卒	351	41.8	451,067	39,978	411,089			
	短大卒	54	44.9	464,015	66,903	397,112			
	高校卒	290	47.8	470,761	53,087	417,674			
	中学卒	4	44.5	396,434	0	396,434			
	技術係長	435	42.3	487,415	69,648	417,767	同 上	同 上	
	大学卒	259	38.8	482,703	72,354	410,349			
	短大卒	14	43.9	524,023	84,408	439,615			
	高校卒	158	48.0	492,512	64,358	428,154			
	中学卒	4	58.0	503,920	34,878	469,042			
	事務主任	289	41.9	401,334	40,158	361,176			行政職 2級 (一部は3 級, 4級)
	大学卒	160	40.2	414,135	37,742	376,393			
	短大卒	40	41.8	355,253	34,006	321,247			
	高校卒	87	45.0	393,227	49,253	343,974			
	中学卒	2	55.0	455,126	3,643	451,483			
	技術主任	286	40.7	437,582	63,497	374,085			同 上
	大学卒	165	38.2	415,993	50,084	365,909			
	短大卒	17	44.6	459,397	74,147	385,250			
	高校卒	94	45.3	472,746	95,077	377,669			
	中学卒	10	55.9	621,177	93,464	527,713			
事務係員	1,934	35.1	331,791	46,015	285,776	行政職 1級			
大学卒	983	31.5	324,685	46,976	277,709				
短大卒	296	35.8	322,715	50,243	272,472				
高校卒	646	40.1	346,516	43,156	303,360				
中学卒	9	48.5	319,644	21,205	298,439				

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事務・ 技術関係 職種	技術係員	1,486	36.3	396,201	76,835	319,366		行政職 1級
	大学卒	775	33.9	399,614	81,343	318,271		
	短大卒	121	33.6	402,782	76,679	326,103		
	高校卒	580	40.1	390,017	70,745	319,272		
	中学卒	10	49.9	399,055	61,587	337,468		
研究 関係 職種	研究所長	2	50.8	754,554	0	754,554	{ 構成員50人以上の所の長（取締役兼 任者を除く。） { 2室（係）以上又は構成員7人以上 の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 { 下記研究員より上位の者（研究所長 の職名を有する者，上記研究部 （課）長及び研究室（係）長を除 く。）	
	研究部（課）長	14	49.8	651,539	6,237	645,302		
	研究室（係）長	15	43.5	536,064	41,572	494,492		
	主任研究員	49	44.5	562,279	24,070	538,209		
	研究員	115	36.2	393,237	64,371	328,866		
研究補助員	8	37.1	278,110	18,340	259,770			
医 療 関 係 職 種	病院長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上 { 上記病院長に事故等のあるときの職 務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上	
	副院長	4	54.8	1,405,085	175,941	1,229,144		
	医科長	34	50.8	1,389,464	287,291	1,102,173		
	医師	39	36.2	1,050,267	304,364	745,903		
	歯科医師	X	X	X	X	X		
	薬局長	3	47.7	580,549	50,000	530,549		部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	40	31.8	371,589	67,040	304,549		
	診療放射線技師	36	34.6	363,624	60,030	303,594		
	臨床検査技師	31	32.8	309,047	34,064	274,983		
	栄養士	6	31.9	279,913	49,833	230,080		
	理学療法士	31	30.3	317,495	31,555	285,940		
	作業療法士	10	29.6	304,486	31,145	273,341		
	総看護師長	X	X	X	X	X		部下に看護師長5人以上
看護師長	34	39.7	504,665	108,462	396,203	部下に看護師又は准看護師5人以上		
看護師	118	37.0	406,022	64,759	341,263			
准看護師	52	43.0	384,813	63,666	321,147			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	2	59.0	874,073	0	874,073	
	大 学 教 授	42	57.5	764,179	0	764,179	
	大 学 准 教 授	31	49.2	613,211	0	613,211	
	大 学 講 師	27	47.0	514,452	0	514,452	
	大 学 助 教	13	47.9	477,331	0	477,331	
	大 学 助 手	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 頭	—	—	—	—	—	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	高 等 学 校 教 諭	—	—	—	—	—	
	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習, 外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—	
	守 衛	7	52.9	554,312	86,529	467,783	
用 務 員	—	—	—	—	—		

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	6	53.9	507,618	0	507,618	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 7級, 8級
	大 学 卒	4	54.8	545,622	0	545,622		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	2	52.1	431,609	0	431,609		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	8	52.9	637,308	0	637,308	{ 構成員50人以上 の工場長の長 (取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	7	52.0	648,516	0	648,516		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	X	X	X	X	X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	118	53.1	667,089	982	666,107	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	85	53.5	703,217	367	702,850		
	短 大 卒	5	53.4	526,624	0	526,624		
	高 校 卒	28	51.7	577,062	3,129	573,933		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	74	50.9	619,372	1,939	617,433	同 上	同 上
	大 学 卒	61	51.2	639,921	2,389	637,532		
	短 大 卒	2	43.1	452,418	0	452,418		
高 校 卒	11	50.6	542,341	0	542,341			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	50	50.8	671,109	6,135	664,974	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	同 上	
大 学 卒	30	50.2	703,790	6,189	697,601			
短 大 卒	X	X	X	X	X			
高 校 卒	19	52.2	615,771	6,310	609,461			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	24	52.5	540,538	0	540,538	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	行政職 7級, 8級
	大 学 卒	14	52.9	550,776	0	550,776		
	短 大 卒	2	53.5	535,235	0	535,235		
	高 校 卒	8	51.6	526,433	0	526,433		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	140	47.7	514,672	4,581	510,091	2係以上又は構成 員10人以上の課の 長 職能資格等が上記 課の長と同等と認 められる課の長及 び課長級専門職	行政職 5級, 6級
	大 学 卒	76	47.3	516,752	4,689	512,063		
	短 大 卒	21	43.6	451,281	1,111	450,170		
	高 校 卒	42	50.2	538,425	5,980	532,445		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技術課長	186	47.2	511,920	12,508	499,412	同 上	同 上
	大 学 卒	127	47.1	515,770	12,836	502,934		
	短 大 卒	11	48.0	522,000	7,819	514,181		
	高 校 卒	47	47.6	498,144	12,937	485,207		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	43	44.5	501,533	48,872	452,661	上記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下に 係長等の役職者を有 する者 課長に直属し部下4 人以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認め られる課長代理及び 課長代理級専門職	行政職 4級
	大 学 卒	21	43.7	555,252	64,061	491,191		
	短 大 卒	7	45.9	464,788	55,891	408,897		
	高 校 卒	15	44.8	452,151	27,689	424,462		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
技術課長代理	49	37.7	494,360	68,156	426,204	同 上	同 上	
大 学 卒	43	37.4	502,456	70,676	431,780			
短 大 卒	2	36.7	377,634	52,955	324,679			
高 校 卒	4	42.5	434,632	39,247	395,385			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	196	43.1	409,804	37,127	372,677	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大学卒	65	40.4	410,163	27,357	382,806		
	短大卒	30	41.1	430,300	35,613	394,687		
	高校卒	97	45.4	405,076	45,239	359,837		
	中学卒	4	55.5	343,120	37,087	306,033		
	技術係長	170	41.5	427,584	62,844	364,740	同 上	同 上
	大学卒	98	40.5	429,318	61,718	367,600		
	短大卒	30	39.5	422,018	78,200	343,818		
	高校卒	41	45.2	427,769	54,995	372,774		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	事務主任	217	39.5	367,662	54,376	313,286		行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	103	38.3	380,061	47,771	332,290		
	短大卒	29	38.4	331,925	52,472	279,453		
	高校卒	82	41.5	363,871	61,711	302,160		
	中学卒	3	34.8	376,318	108,529	267,789		
技術主任	122	42.2	420,100	79,955	340,145		同 上	
大学卒	67	42.3	422,782	76,038	346,744			
短大卒	13	38.9	418,984	105,844	313,140			
高校卒	41	42.7	418,051	82,849	335,202			
中学卒	X	X	X	X	X			
事務係員	1,115	35.7	317,576	35,641	281,935		行政職 1級	
大学卒	437	32.5	338,555	38,362	300,193			
短大卒	228	35.6	294,535	32,022	262,513			
高校卒	440	39.0	307,356	34,230	273,126			
中学卒	10	39.9	324,179	54,922	269,257			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技術係員	804	34.2	352,971	56,730	296,241		行政職 1級
	大学卒	509	32.4	351,524	55,750	295,774		
	短大卒	56	37.0	334,037	52,125	281,912		
	高校卒	237	37.1	358,872	59,356	299,516		
	中学卒	2	28.7	352,349	54,905	297,444		
研 究 関 係 職 種	研究所長	X	X	X	X	X	{ 構成員50人以上の所の長（取締役兼 任者を除く。） { 2室（係）以上又は構成員7人以上 の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 { 下記研究員より上位の者（研究所長 の職名を有する者，上記研究部 （課）長及び研究室（係）長を除 く。）	
	研究部（課）長	13	48.9	641,446	990	640,456		
	研究室（係）長	12	45.5	561,017	7,802	553,215		
	主任研究員	25	41.8	508,927	44,665	464,262		
	研究員	82	34.5	358,974	35,784	323,190		
	研究補助員	—	—	—	—	—		
医 療 関 係 職 種	病院長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上 { 上記病院長に事故等のあるときの職 務代行者	
	副院長	—	—	—	—	—		
	医科長	—	—	—	—	—		部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	8	65.9	598,404	0	598,404		
	歯科医師	—	—	—	—	—		
	薬局長	5	46.2	432,487	2,765	429,722	部下に薬剤師2人以上	
	薬剤師	30	35.4	287,586	15,519	272,067		
	診療放射線技師	28	37.7	351,589	31,089	320,500		
	臨床検査技師	29	39.7	286,764	14,953	271,811		
	栄養士	20	39.9	265,127	1,671	263,456		
	理学療法士	32	31.5	314,811	5,643	309,168		
	作業療法士	26	31.6	282,896	4,915	277,981		
	総看護師長	X	X	X	X	X	部下に看護師長5人以上	
看護師長	47	48.3	394,179	38,350	355,829	部下に看護師又は准看護師5人以上		
看護師	124	39.6	337,242	65,415	271,827			
准看護師	90	48.2	307,188	51,703	255,485			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	6	58.7	761,107	0	761,107	
	大 学 教 授	58	55.7	692,162	0	692,162	
	大 学 准 教 授	35	43.2	527,962	0	527,962	
	大 学 講 師	13	38.7	435,825	0	435,825	
	大 学 助 教	—	—	—	—	—	
	大 学 助 手	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 校 長	2	63.5	715,851	3,891	711,960	
	高 等 学 校 教 頭	9	54.3	710,291	3,767	706,524	
	高 等 学 校 教 諭	93	50.2	595,983	2,058	593,925	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習, 外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—	
	守 衛	7	43.0	453,713	85,209	368,504	
	用 務 員	—	—	—	—	—	

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 6級, 7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	X	X	X	X	X	{ 構成員50人以上 の工場の長 (取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	X	X	X	X	X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	16	48.0	527,857	0	527,857	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	8	47.6	532,941	0	532,941		
	短 大 卒	4	48.3	525,778	0	525,778		
	高 校 卒	4	48.5	519,746	0	519,746		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 長	13	51.0	470,242	0	470,242	同 上	同 上	
大 学 卒	10	52.0	490,311	0	490,311			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	3	47.7	403,891	0	403,891			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	10	46.6	460,562	0	460,562	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	同 上	
大 学 卒	8	45.5	459,209	0	459,209			
短 大 卒	X	X	X	X	X			
高 校 卒	X	X	X	X	X			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	3	55.7	458,853	0	458,853	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	行政職 6級, 7級
	大学卒	3	55.7	458,853	0	458,853		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	39	48.7	437,240	6,820	430,420	2係以上又は構成 員10人以上の課の 長 職能資格等が上記 課の長と同等と認 められる課の長及 び課長級専門職	行政職 5級
	大学卒	19	48.9	455,753	162	455,591		
	短大卒	3	37.0	416,618	0	416,618		
	高校卒	17	50.7	420,188	15,464	404,724		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	37	44.8	445,590	3,031	442,559	同上	同上
	大学卒	19	42.5	435,810	5,390	430,420		
	短大卒	4	44.0	510,605	0	510,605		
	高校卒	14	48.2	440,280	691	439,589		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	16	43.6	401,336	36,969	364,367	上記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下に 係長等の役職者を有 する者 課長に直属し部下4 人以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認め られる課長代理及び 課長代理級専門職	行政職 4級
	大学卒	9	45.1	411,191	40,141	371,050		
	短大卒	2	38.0	405,645	56,135	349,510		
	高校卒	5	43.2	381,875	23,595	358,280		
中学卒	—	—	—	—	—			
技術課長代理	20	45.9	479,228	66,900	412,328	同上	同上	
大学卒	5	46.4	574,401	92,640	481,761			
短大卒	4	44.3	479,566	71,923	407,643			
高校卒	9	46.3	443,308	56,722	386,586			
中学卒	2	46.0	402,261	38,306	363,955			

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
		人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	38	43.1	385,548	47,225	338,323	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級	
	大学卒	18	41.4	378,247	42,518	335,729			
	短大卒	5	41.6	435,890	98,344	337,546			
	高校卒	15	45.6	377,546	35,853	341,693			
	中学卒	—	—	—	—	—			
	技術係長	11	43.5	400,034	29,637	370,397	同 上	同 上	
	大学卒	6	39.5	389,349	24,494	364,855			
	短大卒	—	—	—	—	—			
	高校卒	5	48.2	412,893	35,827	377,066			
	中学卒	—	—	—	—	—			
	事務主任	26	38.2	287,459	14,041	273,418			行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	12	33.9	290,643	9,300	281,343			
	短大卒	6	41.7	293,737	16,605	277,132			
	高校卒	8	41.9	277,968	19,238	258,730			
	中学卒	—	—	—	—	—			
	技術主任	8	40.8	397,798	86,350	311,448	同 上		
	大学卒	2	41.5	356,185	64,815	291,370			
	短大卒	X	X	X	X	X			
高校卒	5	42.2	431,809	107,259	324,550				
中学卒	—	—	—	—	—				
事務係員	186	36.7	284,024	34,076	249,948	行政職 1級			
大学卒	71	32.2	297,454	39,575	257,879				
短大卒	25	39.7	291,340	32,805	258,535				
高校卒	89	39.4	270,122	29,405	240,717				
中学卒	X	X	X	X	X				

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技術係員	129	34.2	342,488	50,321	292,167		行政職 1級
	大学卒	69	35.5	344,234	41,070	303,164		
	短大卒	25	34.0	352,961	69,071	283,890		
	高校卒	35	32.1	331,652	54,563	277,089		
	中学卒	—	—	—	—	—		
研究 関係 職種	研究所長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長（取締役兼 任者を除く。） { 2室（係）以上又は構成員7人以上 の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 { 下記研究員より上位の者（研究所長 の職名を有する者，上記研究部 （課）長及び研究室（係）長を除 く。）	
	研究部（課）長	—	—	—	—	—		
	研究室（係）長	X	X	X	X	X		
	主任研究員	2	41.0	436,625	0	436,625		
	研究員	3	29.7	285,205	20,130	265,075		
	研究補助員	—	—	—	—	—		
医 療 関 係 職 種	病院長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上 { 上記病院長に事故等のあるときの職 務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	
	副院長	—	—	—	—	—		
	医科長	—	—	—	—	—		
	医師	3	38.0	760,037	0	760,037		
	歯科医師	—	—	—	—	—		
	薬局長	X	X	X	X	X		
	薬剤師	2	41.5	307,200	0	307,200		
	診療放射線技師	—	—	—	—	—		
	臨床検査技師	—	—	—	—	—		
	栄養士	2	46.5	292,430	25,625	266,805		
	理学療法士	—	—	—	—	—		
	作業療法士	3	28.7	270,403	0	270,403		
	総看護師長	X	X	X	X	X		
看護師長	4	48.3	383,144	55,946	327,198			
看護師	11	51.5	332,637	42,860	289,777			
准看護師	13	50.2	329,875	51,036	278,839			

職員給与と民間給与との比較

第24表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
397,000 円	396,867 円	133 円 (0.03 %)

- (注) 1 職員は行政職員，民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
 2 職員，民間従業員ともに，本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

平成24年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の五つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居，光熱・水道，家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費，こづかい（使途不明），交際費，仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の平成24年4月における1人世帯の費目別標準生計費（平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～24歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価，消費水準の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の平成24年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

なお、2人～5人世帯については、家計調査（千葉市・勤労者世帯）における平成24年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成23年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成24年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	26,920 ^円	37,520 ^円	47,150 ^円	56,790 ^円	66,420 ^円
住居関係費	38,280	40,690	37,390	34,100	30,800
被服・履物費	4,240	5,870	7,570	9,260	10,960
雑費Ⅰ	22,190	39,680	51,870	64,050	76,230
雑費Ⅱ	10,260	29,360	31,840	34,330	36,810
計	101,890	153,120	175,820	198,530	221,220

勞 働 經 濟 指 標

第26表 労働経済指標

年 月	① 実質国内 総生産 (GDP)	② 常用雇用 指数(調査 産業計)	③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完全失業 率(季節 調整値)	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)				⑥ 所定内給与 (調査産業計)				⑦ 所定外給与 (調査産業計)	
			全 国	千 葉 県		全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県		
														前年度比・ 前 期 比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
			(千円)	(%)		(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)
平成 22年度	3.3	△ 0.1	0.56	0.47	5.0	291.4	0.5	264.8	△ 2.0	267.4	△ 0.2	245.1	△ 2.4	24.0	19.8
23年度	0.0	△ 0.2	0.68	0.55	4.5	291.7	0.0	266.9	1.0	267.6	0.1	247.0	1.0	24.1	19.9
平成 23年 4月		0.0	0.62	0.52	4.7	293.1	△ 0.9	267.4	△ 0.4	269.2	△ 0.6	247.0	△ 0.1	23.9	20.4
5月	△ 0.3	△ 0.1	0.62	0.49	4.6	288.6	△ 0.6	261.0	△ 0.9	265.9	△ 0.3	242.7	△ 0.6	22.7	18.3
6月		0.0	0.63	0.50	4.7	292.5	△ 0.2	263.8	1.3	269.3	0.0	245.0	1.6	23.1	18.8
7月		0.0	0.65	0.52	4.7	291.9	△ 0.1	268.0	2.0	268.2	0.1	250.0	2.3	23.7	18.0
8月	1.7	△ 0.1	0.66	0.54	4.4	290.4	△ 0.3	266.0	1.6	267.3	△ 0.3	248.4	3.1	23.1	17.6
9月		△ 0.1	0.67	0.55	4.2	292.2	0.0	264.9	1.3	268.8	0.1	246.4	1.4	23.4	18.4
10月		△ 0.4	0.68	0.56	4.4	293.9	0.2	271.7	3.2	269.1	△ 0.1	252.2	3.4	24.8	19.5
11月	0.1	△ 0.1	0.69	0.57	4.5	293.4	0.2	267.2	1.8	268.2	0.1	247.7	2.1	25.1	19.5
12月		△ 0.3	0.71	0.57	4.5	293.7	△ 0.1	267.3	1.9	268.5	△ 0.1	247.0	2.0	25.2	20.3
24年 1月		△ 0.2	0.73	0.61	4.6	287.6	0.0	269.2	△ 0.6	263.4	△ 0.3	246.6	△ 1.9	24.2	22.6
2月	1.3	0.0	0.75	0.59	4.5	290.3	0.5	268.3	0.6	265.7	0.4	245.8	△ 0.3	24.7	22.4
3月		△ 0.2	0.76	0.60	4.5	292.5	1.2	268.2	△ 0.2	267.7	1.1	245.3	△ 1.1	24.8	22.8
4月		△ 0.2	0.79	0.63	4.6	293.0	0.8	267.0	△ 2.1	268.1	0.3	243.5	△ 3.2	24.9	23.5
5月	0.2	0.0	0.81	0.65	4.4	289.0	1.1	267.0	0.3	265.2	0.6	244.3	△ 1.2	23.8	22.7
6月		△ 0.1	0.82	0.68	4.3	290.4	0.2	264.6	△ 1.6	266.6	△ 0.1	242.6	△ 2.9	23.8	22.0

資料出所：①内閣府，②厚生労働省「毎月勤労統計調査」，③厚生労働省，千葉労働局，④総務省「労働力調査」，⑤～⑨厚生労働省「毎月勤
(注)1 ①は平成17暦年連鎖価格，②，⑤，⑥，⑩，⑫は平成22年基準(ただし，⑤，⑥のうち千葉県の平成22年度，⑫の平成22年度について
なお，⑤，⑥のうち千葉県の平成23年度の前年度比については，平成22年度基準の指数をもとに千葉県人事委員会で算定した。

2 ②，⑤，⑥，⑦，⑧，⑨は事業所規模30人以上の数値である。

3 ⑩の平成22年度，平成23年度の欄は，それぞれ平成22暦年，平成23暦年の数値である。

4 東日本大震災の影響により，以下のとおり特別の対応が行われている。

(1)①の平成23年4～6月期分の推計に当たっては，推計方法の変更が行われている。

(2)④は，平成22年度及び平成23年度については岩手県，宮城県及び福島県を除く全国の結果，平成23年4月～8月分については補完

(3)⑩は，平成23年度(平成23暦年)及び平成23年4～12月分については，調査票を回収できなかった地域について東北地方で調査票を

⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目)								⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数
全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国				千 葉 市				全 国	千 葉 市	
				二人以上の世帯		うち勤労者世帯		二人以上の世帯		うち勤労者世帯				
(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
149.5	144.9	12.0	11.3	290.2	△ 0.5	318.3	△ 0.2	298.8	1.0	326.4	△ 0.2	△ 0.4	0.0	0.7
149.8	144.3	12.0	11.0	283.0	△ 2.5	308.8	△ 3.0	293.1	△ 1.9	307.0	△ 6.0	△ 0.1	△ 0.3	1.4
152.1	146.1	11.8	11.1	292.6	△ 2.5	324.7	△ 2.1	278.9	△ 15.1	308.9	△ 11.5	△ 0.4	△ 0.6	1.8
142.2	139.4	11.2	10.4	276.2	△ 1.6	301.2	△ 0.7	248.8	△ 24.5	267.0	△ 28.6	△ 0.4	△ 0.5	1.6
155.1	150.8	11.5	11.1	265.8	△ 3.9	286.1	△ 3.9	272.8	△ 7.4	300.6	△ 8.8	△ 0.4	△ 0.4	1.9
152.5	145.7	11.9	10.5	280.0	△ 1.8	309.4	△ 2.3	282.0	△ 6.2	333.8	△ 5.2	0.2	0.2	2.2
148.4	144.1	11.4	9.5	282.0	△ 3.9	309.1	△ 4.5	286.9	△ 6.9	303.6	△ 13.3	0.2	0.0	2.2
150.4	144.1	11.9	10.4	270.0	△ 1.9	298.9	△ 2.8	280.8	1.9	326.1	4.2	0.0	△ 0.4	2.0
150.0	143.9	12.3	10.5	285.6	△ 0.6	314.3	△ 2.0	347.4	21.9	331.4	9.3	△ 0.2	△ 0.6	1.3
152.1	145.9	12.3	10.8	273.4	△ 3.8	295.1	△ 4.7	320.9	6.0	288.7	△ 6.6	△ 0.5	△ 1.0	1.3
150.1	144.1	12.7	11.2	328.1	0.3	352.0	0.7	378.6	17.4	398.8	22.0	△ 0.2	△ 0.4	0.8
140.9	138.1	12.0	11.9	283.1	△ 2.1	309.4	△ 2.7	283.6	7.9	315.5	22.5	0.1	△ 0.1	0.3
151.4	144.5	12.3	12.0	267.9	2.7	292.8	3.2	248.7	△ 4.3	280.2	16.7	0.3	△ 0.2	0.4
152.6	145.3	12.8	12.3	303.8	4.1	329.7	5.0	271.6	△ 8.8	311.7	△ 4.7	0.5	0.2	0.3
153.6	147.1	12.7	12.6	301.9	3.2	339.1	4.4	290.9	4.3	291.1	△ 5.7	0.4	0.1	△ 0.4
148.3	145.3	12.1	12.3	287.9	4.3	304.7	1.2	251.0	0.9	277.6	4.0	0.2	△ 0.1	△ 0.7
154.9	146.7	12.0	11.1	269.8	1.5	292.9	2.4	240.1	△ 12.0	266.4	△ 11.3	△ 0.2	△ 0.5	△ 1.4

労統計調査全国調査」, 県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」, ⑩総務省「家計調査」, ⑪総務省, ⑫日本銀行は平成17年基準)である。

推計値を用いた参考値となっている。

回収できた地域の結果で補完することにより, 全国結果が推計されている。

人 事 院 勸 告

給与勧告の骨子

○本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに改定なし

- ① 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

以下の諸事情を踏まえ、減額前の較差（△0.07％）に基づく月例給の改定なし

- ・ 従来、較差が小さく俸給表等の適切な改定が困難な場合には改定を見送っていること
 - ・ 減額後は民間給与を7.67%下回っていること、減額支給措置は民間準拠による改定とは別に未曾有の国難に対処するため、平成25年度末までの間、臨時特例として行われていることを勘案
- ② 公務の期末・勤勉手当（ボーナス）の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし
- ・ 上記給与減額支給措置が行われていることを勘案

50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し

- ① 55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止（給与法改正）
- ② 高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減（人事院規則改正）

I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な報告・勧告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

約11,100民間事業所の約47万人の個人別給与を実地調査（完了率90.6%）

- 〈月例給〉公務と民間の4月分給与を調査（ペア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較
- 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

- | | | |
|--------------------------|----------|--------|
| ○ 月例給の較差（給与減額支給措置による減額前） | △273 円 | △0.07% |
| （給与減額支給措置による減額後） | 28,610 円 | 7.67% |

行政職俸給表（一）…現行給与（減額前）401,789 円	平均年齢 42.8 歳
（減額後）372,906 円	

- 以下の諸事情を踏まえ、月例給の改定は行わない
- ・ 従来、官民較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、月例給の改定を見送っていること

- ・ 給与減額支給措置による減額後は、公務が民間を 7.67% 下回っていること、この措置は民間標準による水準改定とは別に未曾有の国難に対処するため、来年度までの間、臨時特例として行われているものであることを勘案

〈ボーナス〉昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 公務の支給月数（現行 3.95 月）は、民間の支給割合（3.94 月）と均衡しており、改定は行わない
 - ・ ボーナスの改定は従来より 0.05 月単位で実施
 - ・ 給与減額支給措置が行われていることを勘案

Ⅲ 給与制度の改正等

○ 昇給・昇格制度の改正（平成 25 年 1 月 1 日実施）

- ・ 給与構造改革の経過措置の廃止後も 50 歳台後半層における官民の給与差は相当程度残ることが想定。世代間の給与配分を適正化する観点から、50 歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度を改正
- ・ 昇給制度については、給与法を改正し、55 歳を超える職員（行政職俸給表（二）、医療職俸給表（一）は 57 歳を超える職員）は、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は 2 号俸昇給）、特に良好の場合には 1 号俸（現行は 3 号俸）、極めて良好の場合には 2 号俸以上（現行は 4 号俸以上）の昇給に、それぞれ抑制
- ・ 昇格制度については、人事院規則を改正し、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減
- ・ 今後とも、民間賃金の動向を踏まえ、毎年の給与改定における措置等、必要な対応について検討

○ 給与構造改革の経過措置の解消に伴う対応

- ・ 給与改定・臨時特例法に基づく平成 25 年 4 月 1 日の昇給回復は、同日において 31 歳以上 38 歳未満の職員を対象とし、昇給抑制を受けた回数等を考慮し、最大 1 号俸上位の号俸に調整

○ 地域間給与配分の検証

- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は、本年までに 2 ポイント台前半に収れん。地域別の較差は縮小し安定的に推移しており、地域の国家公務員給与に地域手当の異動保障等の額も反映されていることを考慮すれば、地域間給与配分の見直しは所期の目的を達成したものと評価
- ・ 今後とも、適正な給与配分を確保する観点から、各地域の官民給与の動向等について注視

○ 産業構造、組織形態の変化等への対応

- ・ 現在調査対象としていない産業における事務・技術関係職種の状況を把握した上で、調査の信頼性を保ちつつ、調査対象とすることが可能な産業を平成 25 年調査から追加
- ・ 民間企業における組織のフラット化等への対応について、来年度から措置することを念頭に、有識者等の意見も聴取しつつ、調査対象職種の拡大や官民の給与比較の際の職種の対応関係の在り方等について検討

ちしよ